

大分市救急医療電話相談事業（＃7119）運営業務 公募型プロポーザル実施要領

1. 適用範囲

本要領は、大分市救急医療電話相談事業（＃7119）運営業務を委託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、その募集手続き等必要な事項を定めるものとする。

2. 委託業務の概要

(1) 委託業務名

大分市救急医療電話相談事業（＃7119）運営業務

(2) 委託期間

① 委託期間

令和6年7月1日から令和7年3月31日まで

② 準備期間

令和6年7月1日から令和6年9月30日までの間、本業務委託の受託者は、受託者の負担で委託業務を履行するための準備期間として、必要な対応を行うこと。

③ 履行期間

受託者は、令和6年10月1日から令和7年3月31日まで委託業務を履行すること。

(3) 委託業務の概要

急な病気やケガ等について大分市内に居住又は滞在している方（以下「相談者」という。）からの電話による相談を受け付け、適切な対処方法や医療機関受診・救急車の要否について助言を行う。さらに相談者が希望する場合には、医療機関の案内を行う。

また、休日夜間当番医、救急医療機関、その他救急医療に必要な体制に関する情報を収集し、医療機関の受診を助言する際に情報提供を行う。

※詳細は大分市救急医療電話相談事業（＃7119）運営業務仕様書で確認すること。

(4) 委託上限金額

10,700,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

3. 参加資格

次に掲げる要件を全て満たしていること。

(1) 法人格を有している者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく大分市の入札参加制限を受けていない者であること。

(3) 公告日から契約締結日までにおいて、大分市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成24年大分市告示第377号）に基づく排除措置期間中でないこと。

(4) 公告日から契約締結日までにおいて、大分市物品等供給契約に係る指名停止等の措置に関する要領（平成21年告示第553号）に基づく指名停止期間中でないこと。

(5) 参加申込書提出時点において、3月以内に、手形交換所で手形若しくは小切手の不渡りを出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。

- (6) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。
- (7) 公告日から過去5年以内に、国又は地方公共団体より、同種又は類似する業務を受託していること。

※同種業務とは、公告日から過去5年間の間に、国又は地方公共団体から受託した#7119業務とする。類似業務とは、公告日から過去5年間の間に、国又は地方公共団体から受託した、#7119類似番号や#8000による電話相談業務や、その他の医療・保健に関する電話相談業務とする。

4. 日程

令和6年4月10日(水)	公告
令和6年4月17日(水)	質問票提出締切
令和6年4月30日(火)	参加表明書提出締切
令和6年5月15日(水)	企画提案書提出締切
令和6年6月上旬頃	受託候補者選定委員会開催予定(プレゼンテーション、選定)
令和6年6月下旬頃	契約締結予定

5. 手続き等

- (1) 担当部局(書類の提出先及び問合せ先)

〒870-8506 大分県大分市荷揚町6番1号
大分市保健所 保健総務課 総務企画担当班
電話番号 097-536-2222

※電子メールにより連絡を行う場合は、電話で到達確認を行うこと。

※送付先メールアドレス:hokensomu@city.oita.oita.jp

- (2) 説明会について

本件業務にかかる説明会は開催しない。

- (3) 質問の受付

- ① 受付期間

令和6年4月17日(水)午後5時00分まで

- ② 受付方法

質問票(様式1)に必要な事項を記載し、(1)の担当部局に電子メールにて送付後、必ず電話にて送付した旨を連絡すること。

なお、電子メールでの質問は題名の最初にく大分市救急医療電話相談事業(#7119)運営業務委託事業者募集への質問>と明記すること。

- ③ 回答方法

インターネットの「大分市保健所保健総務課」ホームページに随時公表する。

※質問者への個別の回答は行わないものとする。

※公表の際、質問者名は明示しない。

- (4) 参加表明書、同種又は類似業務の受託実績の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、必ず参加表明書及び同種又は類似業務の受託実績を提出期限までに1部提出すること。参加表明書提出後に、参加を辞退する場合は、辞退届(様式任意)を速やかに提出すること。

- ① 提出期限

令和6年4月30日（火）午後5時00分まで

② 提出先

(1)の担当部局

③ 提出方法

電子メールにて送付後、必ず電話にて送付した旨を連絡すること。

④ 提出物

ア. 参加表明書（様式2）

イ. 同種又は類似業務の受託実績（様式3）

同種業務とは、公告日から過去5年間の間に、国又は地方公共団体から受託した#7119業務とする。類似業務とは、公告日から過去5年間の間に、国又は地方公共団体から受託した、#7119類似番号や#8000による電話相談業務や、その他の医療・保健に関する電話相談業務とする。

※契約書（写）等、当該実績の内容が確認できる資料を添付すること。

ウ. 納税証明書又は完納証明書（発行後3か月を超えないもの）

・「法人税」と「消費税及び地方消費税」に未納税額がないことの税務署発行の最新事業年度（年）の証明書

・大分市で課税がある場合は、大分市が発行する完納証明書

上記以外の場合は本店所在地の市町村が発行する完納証明書又は法人市町村民税の納税証明書（ただし、本店所在地が東京23区内の場合は、都税事務所が発行する法人住民税納税証明書）

エ. 暴力団排除に関する誓約書（様式4）

(5) 企画提案書等の提出

① 提出期限

令和6年5月15日（水）午後5時00分まで

② 提出先

(1)の担当部局

③ 提出方法

持参又は郵送に限る

ア. 持参の場合は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日を除く午前9時00分から午後5時00分までとする。

イ. 郵送の場合は、提出期限必着とし、担当者に事前に電話連絡の上、書留郵便により提出すること。

④ 提出物

ア. 参加申込書（様式5）

イ. 事業者概要書（様式6）＜正1部、副19部＞

会社概要などがあれば添付すること。（法人等の定款、役員名簿など）

ウ. 業務担当予定者名簿（様式7）＜正1部、副19部＞

エ. 企画提案書（様式任意。サイズはA4）＜正1部、副19部＞

企画提案書は次に示す事項を踏まえ、具体的に記載すること。

- a. 必要な人材を長期的に確保するための取組や体制整備状況を明記すること。
- b. 本業務の実施体制（回線数や、相談対応員の人数、医師の配置体制及び組織体制等）を具体的に明示すること。
- c. 応答率の確保や向上に向けた取組について明記すること。
- d. 相談対応内容の事後検証の方法や体制を具体的に示すこと。
- e. 本業務の品質向上のための電話対応能力や知識の向上に関する取組や体制を具体的に示すこと。
- f. スタッフに感染症等による出勤停止が発生した場合や、地震等の災害が発生した場合等に対応した事業継続体制を具体的に示すこと。
- g. 本業務において取り扱う個人情報を適切に処理するための具体的な業務実施体制や工夫、研修対策を示すこと。
- h. 上記の各項目について、ノウハウを活用したより良質なサービス提供や、事業実施にあたっての考え方などについて、PRを含めて具体的に記述すること。
なお、解説図や表、イラスト等を用いてもよい。

※留意事項

- a. 企画提案書の作成にあたっては、「大分市救急医療電話相談事業（#7119）運營業務運営事業者選定に係る審査基準」を参考とすること。
- b. 文字サイズは、10.5ポイント以上とすること。
- c. 言語は日本語、通貨は日本円、単価は日本の標準時及び計量法の法定計量単位によるものとすること。
- d. 用紙は日本工業規格A4片面印刷とすること。
- e. 企画提案書は、15ページ以内（表紙を含む。ただし、20分以内で説明可能なページ数）とすること。

オ. 見積書（様式8）〈正1部、副19部〉

⑤ その他

1 事業者につき1提案とし、提出期限後における内容の変更は認めない。

6. 委託事業者の選定

(1) 企画提案書等の評価

- ① 企画提案書等の評価は、大分市救急医療電話相談事業運營業務受託候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、「大分市救急医療電話相談事業（#7119）運營業務運営事業者選定に係る審査基準」（別紙）に基づき公正に審査を行うものとし、各選定委員の採点結果を合計した点数を提案者の得点とし、最も評価の高い一事業者を受託候補者とする。なお、第一順位の受託候補者との協議・契約が不調となった場合は、次順位受託候補者と契約締結に向けた協議を行う。
- ② 提出のあった提案書等については、プレゼンテーション及びヒアリングを行う。審査は以下の事項に留意して行う。
 - ア. 応募者多数の場合は、プレゼンテーション及びヒアリングに先立ち書類選考を行う場合がある。
 - イ. プレゼンテーション及びヒアリングは対面で行う。
 - ウ. プレゼンテーション及びヒアリングは企画提案書等の受付順で行う。

- エ. 提案が複数ある場合は、各選定委員の合計得点の総計が最も高い得点を獲得した者、かつ、選定委員会の合議により認められた者を、受託候補者として選定する。
 - オ. 提案者が1者の場合、選定委員の合議により認められたものについては、受託候補者として特定することとする。
 - カ. 審査の結果、最高得点が2者以上であった場合は、選定委員会の合議により受託候補者を特定する。この場合、評価基準のうち比重の高い評価項目の得点を考慮する。
- ③ プレゼンテーションには、統括責任者等の業務全体を把握する立場にある者（必ず出席）、予定担当者（必要に応じて出席）が出席すること（計3名以内）。時間配分は1提案者あたり35分（内訳はプレゼンテーション20分、質疑応答15分）とする。
 - ④ プレゼンテーションは、事前に提出した企画提案書に沿って行うものとし、企画提案書の改変や、新たな資料の提出は認めない。

（2）失格事項

提案者が次に掲げる場合に該当するときは、失格とする。

- ① 3に示した参加資格要件が備わっていないとき。
- ② 企画提案書等に虚偽又は不正があったとき。
- ③ 提出された企画提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。
- ④ 一以上の評価項目についての記載がなかったとき。
- ⑤ 2（4）に定める委託上限金額を超える見積書が提出されたとき。
- ⑥ プレゼンテーションに不参加のとき。
- ⑦ その他不正な行為があったとき。

（3）審査結果

選定結果は、企画提案書を提出した事業者のみに対して文書により通知する。なお、通知後速やかに、業務名、受託候補者名、次順位受託候補者、参加事業者名について、大分市ホームページへの登載により公表するものとする。

7. 契約

- （1）受託候補者は、通知があり次第、市と仕様や契約に関する協議を行い、委託業務契約書を締結した後、必ず令和6年10月1日（火）午後7時から電話相談業務を開始すること。
- （2）契約額は、企画提案書に記載された見積額がそのまま採用されるのではなく、受託候補者との協議により業務仕様書を確定した後に決定する。なお、この協議が不調に終わった場合には、審査において次点となった次順位受託候補者と同様の手続きを行うこととする。
- （3）当企画提案書でなされた有効な提案については、必ず実施すること。
- （4）企画提案書、参加申込書その他に虚偽の記載をした場合は、当該業務の企画提案書等を無効とし、契約締結後には、契約を解除することがある。
- （5）本業務を受注しようとする者は、以下の遵守事項を理解した上で受注すること。
 - ① 公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
 - ② 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。

ア. 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同

法第3条に規定する最低賃金額（同法7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金

（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。以下同じ。）を支払うこと。

イ. 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。

ウ. 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。

エ. 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。

オ. 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。

③ 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するように指導すること。

(6) 業務開始前に医療賠償責任保険に加入し、その保険証券の写しを提出すること。

(7) その他の定めのない事項については、地方自治法、同法施行令及びその他関係法令及びその他大分市が制定する関係条例・規則等に従うものとする。

8. その他企画提案等にかかる留意事項

(1) この企画提案に参加する者は、参加表明書の提出をもって、この実施要領の記載内容を承諾したものとみなす。

(2) 提出された書類は返却しない。また、提出した企画提案書を市に無断で他に使用することはできない。

(3) 提出された提案書等は、審査業務に必要な範囲において複製を行う場合がある。

(4) 採択された事業計画・事業提案は、市との協議等により修正・変更を行う場合がある。

(5) 市の条例等に基づき、企画提案書等を提出した者の名称、審査結果概要等の情報公開を行う場合がある。市民等から情報公開の請求に応じて、企画提案書等の情報開示を行う場合がある。

(6) 企画提案書等の提出後、契約締結までの手続き期間中に応募資格を欠くこととなった場合は、契約締結にかかる資格を失うものとする。その場合、選定において次に評価の高い事業者と契約に向けた手続きを行う。

以上